

2019年10月

ご投資家の皆様へ

キャピタル アセットマネジメント株式会社

「世界ヘルスケア関連リートファンド(為替ヘッジなし)」
信託の終了(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「世界ヘルスケア関連リートファンド(為替ヘッジなし)」(以下、「当ファンド」という場合があります。)につきまして、下記の通り信託を終了(繰上償還)させていただき予定でございますのでお知らせいたします。

この信託の終了につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律および投資信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面をご覧のうえ、同封の『議決権行使書面』にこの信託の終了に関する賛否および必要事項をご記入いただき、弊社までご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

<記>

1. 信託終了(繰上償還)の提案の理由

当初の運用方針通り、世界ヘルスケア関連リートマザーファンドに投資し中長期的に信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行って参りました。しかしながら、このたび、受益権総口数の減少と新規の投資資金の流入が見込めないことから、当初の運用方針を維持することができず、運用の継続が極めて困難になったことから、早期に投資資金の資金回収を行なうことが受益者の利益に資するものと判断し、投資信託約款第44条第1項に規定される「この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」を適用し、信託終了(繰上償還)に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

2. 信託終了に係る書面による決議の日程と手続き

(1)信託終了に係る書面による決議の日程

①受益者および受益権の口数の確定日 :2019年11月1日

②書面による議決権の行使の期間 :

2019年11月2日から2019年11月22日まで

③書面による決議の日 :2019年11月25日

④換金(解約)のお申込受付最終日 :2019年12月24日

⑤信託終了日 :2020年1月17日

(2)信託終了に係る書面による決議の手続き

2019年11月1日時点の当ファンドの受益者の皆様は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

信託終了(繰上償還)の書面決議について議決権を行使される方は、同封いたしました『議決権行使書面』に必要事項をご記入の上、2019年11月22日(必着)までに、ご郵送ください。なお、議決権を行使されない場合は、投資信託約款第44条第3項の規定により、当該受益者は本書面決議について賛成するものとみなされます。

本書面決議が可決(賛成した受益者の受益権の合計口数が、2019年11月1日現在の受益権総口数の3分の2以上)となった場合は、2020年1月17日をもって信託を終了(繰上償還)いたします。なお、償還価額は、2020年1月17日に確定いたします。

本書面決議が可決され、信託終了(繰上償還)が決定した場合でも、2019年12月24日までの期間、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金(解約)のお申込みをお受けいたします。

当ファンドは、受益者の方が換金(解約)のお申込みを行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該委託会社に対して解約代金が支払われます。

そのため、当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、本議案に反対された受益者が受託会社に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

(送付先住所)

〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目13番7号 四国ビルディング9階
キャピタル アセットマネジメント株式会社
信託終了に関する議決権行使書面受付係 宛

(議決権行使書面についての留意事項)

・賛否の表示のない議決権行使書面をご提出された場合は、この信託終了に賛成するものとさせていただきます。

・同一の受益者の方がこの信託終了について重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権が無効となりますのでご了承ください。

(個人情報の取扱い)

議決権行使書面にご記入いただいたお客様に関する情報は、この信託終了に係る書面決議の手続きのために弊社において利用いたします。また、書面決議の手続きのために弊社、販売会社及び受託会社(再受託会社を含みます。)との間で、その内容を共有させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

< 本件に関する問い合わせ先 >

キャピタル アセットマネジメント株式会社信託終了に関する問い合わせ窓口
電話番号 03-5259-7401 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

以上